

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認関東地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	18 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	17 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	18 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	7 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 9 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 9 月

町内会の方に勧められたか又は町内会の回覧板を見てからか定かではないが、私は国民年金に加入しようと思い、昭和 47 年 9 月頃、町内会の役員を通して国民年金の加入手続を行い、当該役員に 1 か月分の保険料 550 円を納付した。

申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 47 年 9 月頃、町内会の役員を通して国民年金の加入手続を行い、当該役員に 1 か月分の保険料 550 円を納付したと申述しているところ、申立人の所持する国民年金手帳の資格取得日は「昭和 47 年 9 月 1 日」、被保険者の種別は「任」となっていることから、申立人は 47 年 9 月 1 日から国民年金の任意加入被保険者資格を取得していることが確認でき、申立人が当該日に国民年金の任意加入手続を行ったと推認され、申立期間の国民年金保険料を納付することは可能であったと考えられる。

また、A市報によると、申立期間当時、町内会では国民年金保険料の収納を行っていたことが確認でき、A市は、「自治会や町内会の年金委員が国民年金の加入手続を行っていた可能性もある。」と回答している上、申立人が申立期間に納付したとする金額 550 円は、当時の国民年金保険料額と一致する。

さらに、申立人は、国民年金に任意加入し、申立期間以外に未納期間は無いなど国民年金保険料の納付意識は高かったと考えられる上、1 か月と短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 関東（埼玉）厚生年金 事案 8051

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和36年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月1日から同年6月7日まで

私はA社に申立期間の前後を含めて継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったものとして認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B社が保管する退職者名簿及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は申立期間にA社に継続して勤務し（同社本社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人と共にA社本社から同社C支店に転勤したとする同僚が、昭和36年4月1日に異動した旨供述していることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における昭和36年6月の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としており、こ

れを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 関東（埼玉）厚生年金 事案 8053

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和33年6月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年1月1日から同年6月2日まで  
昭和30年4月1日から40年1月1日までA社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

上司が所持する給料計算書及び社員名簿並びに上司の証言から、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し（A社から同社B営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社の合併後の事業所であるC社が作成した申立人と同時期に異動した上司に係る従業員名簿及び厚生年金保険請求用参考資料によると、A社から同社B営業所への異動日が昭和32年12月1日と記載されているものの、同社同営業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは33年6月2日であり、同日まで異動前の同社において被保険者資格を有するものと考えられることから、同社における資格喪失日を同日とすることが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和32年12月の記録から、1万6,000

円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、C社は既に解散しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は38万7,000円、申立期間②は41万円、申立期間③及び④は51万円、申立期間⑤は49万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 52 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 12 月 11 日  
② 平成 19 年 7 月 6 日  
③ 平成 19 年 11 月 30 日  
④ 平成 20 年 7 月 4 日  
⑤ 平成 20 年 12 月 12 日

平成 23 年 12 月に年金事務所より連絡があり、A社における賞与の記録が無いことが分かった。賞与明細書を提出するので記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間においてA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、申立人が提出した賞与明細書において確認できる賞与総支給額及び保険料控除額から、申立



期間①は 38 万 7,000 円、申立期間②は 41 万円、申立期間③及び④は 51 万円、申立期間⑤は 49 万 9,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「会社倒産のため、資料等は全て処分し不明である。」と回答しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和53年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成16年12月10日

A社に勤務していた期間のうち、平成16年12月に支給された賞与が厚生年金保険の記録に反映されていないので、調査確認してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

金融機関から提出された申立人に係る取引推移一覧表により、申立人は申立期間にA社から賞与を支給されていたことが確認できる。

また、B県C市から提供された申立人の平成17年度分（16年所得分）所得照会文書（回答）に記載された社会保険料控除額は、オンライン記録の各月の標準報酬月額及び平成16年7月の標準賞与額に基づく社会保険料控除額の合計額を上回っていることが確認できる。

さらに、A社から提出された申立期間の支給控除項目一覧表において、申立人に係る部分の一覧表の保管は無いものの、当該一覧表において賞与の支給が確認できる多数の同僚について、いずれも賞与から支給額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

したがって、申立人に係る申立期間の標準賞与額については、前述の所得照会文書（回答）及び取引推移一覧表の振込額から推認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かに

については、事業主は不明としているが、上記支給控除項目一覧表に記載されている多数の同僚について、申立期間における賞与の支給及び保険料控除が確認できるにもかかわらず、オンライン記録において当該賞与の支払に係る届出の記録が無いことから、事業主は社会保険事務所（当時）に対し、当該期間の賞与の支払に係る届出を行っていないものと推認ができ、その結果、社会保険事務所は申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 関東（長野）厚生年金 事案 8057

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における厚生年金保険の資格喪失日に係る記録を昭和60年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年9月30日から同年11月1日まで

私は、A社B支社及び同支社の業務を引き継いだC社に継続して勤務し、厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社B支社における雇用保険被保険者記録により、申立人は、申立期間において継続して同支社に勤務していたことが認められる。

また、事業所別被保険者名簿によると、A社B支社は昭和60年9月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、同支社及びC社に継続して勤務し当該2事業所において給与計算事務を担当していた元同僚は、「当該2事業所は、所在地及び業務内容に変更は無く、社名が変わっただけであった。同支社在籍者の申立期間の厚生年金保険料を継続して給与から控除していた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社B支社に係る事業所別被保険者名簿における昭和60年8月の記録から14万2,000円とすることが妥当である。

一方、法人登記簿謄本によると、A社が解散したのは昭和61年3月17

日であり、同社B支社において60年9月30日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している同僚の雇用保険加入記録を確認したところ、同僚5人の離職日が申立人と同じ同年11月30日であることから、同社B支社は、申立期間において当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたと認められる。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額に係る記録を申立期間①は40万円に、申立期間②は43万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年8月10日  
② 平成18年12月15日

A社において、申立期間に支給のあった賞与から、厚生年金保険料が控除されていたが、同社は当該賞与について社会保険事務所（当時）への届出漏れがあった。同社はその後、賞与支払届を提出したが、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の保険給付に反映されない記録となっているので当該記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する給与明細一覧表から、申立人は、同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記一覧表における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、申立期間①は40万円、申立期間②は43万5,000円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 関東（茨城）厚生年金 事案8060

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格取得日に係る記録を昭和47年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年9月1日から同年11月1日まで

申立期間はA社に勤務しており、昭和47年9月1日にB支社からC本社に転勤になったが、厚生年金保険の加入期間に空白があるのはおかしいので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述及び昭和47年にA社B支社からA社の他の支社に異動したことが確認できる同僚の被保険者記録から判断すると、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務し（同年9月1日に同社B支社から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る事業所別被保険者名簿における昭和47年11月の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主も所在不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社



会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 関東（茨城）厚生年金 事案 8061

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成14年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年10月31日から同年11月1日まで

私は、平成11年5月10日から23年4月30日まで、A社及び同社の系列会社であるB社に継続して勤務していたが、14年11月1日にA社からB社に転籍した際の厚生年金保険の被保険者記録が無い。この間、勤務及び給与の支払は継続しており、厚生年金保険料の控除も継続していた。

厚生年金保険料を控除されていた資料は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社及びB社の双方の事業主の証言から判断すると、申立人はA社及びB社に継続して勤務し（A社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人が平成14年11月1日に転籍したと述べているところ、上記双方の事業主が「申立人は、同年10月31日にA社を退社し、同年11月1日にB社に入社した。」と述べていることから、同年11月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成14年9月のオンライン記録から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が資格喪失日を平成14年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から⑫までの厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は26万2,000円、申立期間②は24万4,000円、申立期間③は18万円、申立期間④は31万1,000円、申立期間⑤は8万8,000円、申立期間⑥は22万5,000円、申立期間⑦は24万8,000円、申立期間⑧は19万3,000円、申立期間⑨は16万3,000円、申立期間⑩は8万9,000円、申立期間⑪は16万5,000円、申立期間⑫は18万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年4月10日  
② 平成17年8月10日  
③ 平成17年12月10日  
④ 平成18年4月10日  
⑤ 平成18年8月10日  
⑥ 平成18年12月10日  
⑦ 平成19年4月10日  
⑧ 平成19年8月10日  
⑨ 平成19年12月10日  
⑩ 平成20年4月10日  
⑪ 平成20年8月10日  
⑫ 平成20年12月10日

A社にB職として勤務していた期間に支給された賞与のうち、申立期間①から⑫までの賞与の記録が無い。同社は、毎月の売上の10%を賞与として4か月ごとに支給しており、賞与からの保険料控除もあったので、当該賞与が厚生年金保険の記録に反映されるよう、標準賞与の記

録として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持していた、申立期間の一部における賞与支給明細書及びA社が加入していたC基金から提出された、申立人に係る「異動記録マスター+賞与異動記録マスター一覧」により、申立期間①から⑫までにおいて、同社から申立人に賞与が支給されていたことが確認できる。

また、D市役所総務部税務課から提出された申立人に係る平成18年度から21年度までの「市県民税 課税照会回答書」に記載された社会保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく各年度の1月から12月までの給与から控除される社会保険料の合計額より多いことが確認できる。

さらに、申立人から提出された申立期間①、②、④、⑤及び⑦から⑫までにおける賞与支給明細書により、当該期間における厚生年金保険料を当該賞与から控除されていることが確認できる上、申立期間③及び⑥については、申立人と同様に賞与の記録が欠落している複数の同僚が所持している当該明細書により厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①から⑫までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①から⑫までの標準賞与額については、申立人から提出された賞与支給明細書、上記の「異動記録マスター+賞与異動記録マスター一覧」及び同僚の賞与支給明細書を基に算出した賞与額又は保険料控除額から、申立期間①は26万2,000円、申立期間②は24万4,000円、申立期間③は18万円、申立期間④は31万1,000円、申立期間⑤は8万8,000円、申立期間⑥は22万5,000円、申立期間⑦は24万8,000円、申立期間⑧は19万3,000円、申立期間⑨は16万3,000円、申立期間⑩は8万9,000円、申立期間⑪は16万5,000円、申立期間⑫は18万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間①から⑫までにおいて、申立人と同様にA社から賞与を受けていたとする複数の同僚も、その所持する賞与支給明細書により当該期間の厚生年金保険料が控除されていることが確認できるところ、オンライン記録には当該期間に係る標準賞与額の記録が無いことから、事業主は、

当該期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から⑫までの厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は17万6,000円、申立期間②は9万7,000円、申立期間③は14万7,000円、申立期間④は13万1,000円、申立期間⑤は4万2,000円、申立期間⑥は10万1,000円、申立期間⑦は19万3,000円、申立期間⑧は20万6,000円、申立期間⑨は16万6,000円、申立期間⑩は8万9,000円、申立期間⑪は14万5,000円、申立期間⑫は22万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年4月10日  
② 平成17年8月10日  
③ 平成17年12月10日  
④ 平成18年4月10日  
⑤ 平成18年8月10日  
⑥ 平成18年12月10日  
⑦ 平成19年4月10日  
⑧ 平成19年8月10日  
⑨ 平成19年12月10日  
⑩ 平成20年4月10日  
⑪ 平成20年8月10日  
⑫ 平成20年12月10日

A社にB職として勤務していた期間に支給された賞与のうち、申立期間①から⑫までの賞与の記録が無い。同社は、毎月の売上の10%を賞与として4か月ごとに支給しており、賞与からの保険料控除もあったので、当該賞与が厚生年金保険の記録に反映されるよう、標準賞与の記

録として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持していた申立期間の一部における賞与支給明細書及びA社が加入していたC基金から提出された、申立人に係る「異動記録マスタ+賞与異動記録マスター一覧」により、申立期間①から⑫までにおいて、同社から申立人に賞与が支給されていたことが確認できる。

また、D市役所課税課から提出された申立人に係る平成17年から20年までの給与支払報告書に記載された社会保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく各年の1月から12月までの給与から控除される社会保険料の合計額より多いことが確認できる。

さらに、申立人から提出された申立期間⑧から⑪までにおける賞与支給明細書により、当該期間における厚生年金保険料を当該賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、申立期間①から⑦まで及び⑫については、申立人と同様に賞与の記録が欠落している複数の同僚が所持している当該明細書により厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①から⑫までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①から⑫までの標準賞与額については、申立人から提出された賞与支給明細書、上記の「異動記録マスタ+賞与異動記録マスター一覧」及び同僚の賞与支給明細書を基に算出した賞与額又は保険料控除額から、申立期間①は17万6,000円、申立期間②は9万7,000円、申立期間③は14万7,000円、申立期間④は13万1,000円、申立期間⑤は4万2,000円、申立期間⑥は10万1,000円、申立期間⑦は19万3,000円、申立期間⑧は20万6,000円、申立期間⑨は16万6,000円、申立期間⑩は8万9,000円、申立期間⑪は14万5,000円、申立期間⑫は22万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間①から⑫までにおいて、申立人と同様にA社から賞与を受けていたとする複数の同僚も、その所持する賞与支給明細書により当該期間の厚生年金保険料が控除されていることが確認できるところ、オンライン記録には当該期間に係る標準賞与額の記録が無いことから、事業主は、



当該期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から⑫までの厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は34万3,000円、申立期間②は32万2,000円、申立期間③は30万1,000円、申立期間④は33万6,000円、申立期間⑤は40万8,000円、申立期間⑥は39万5,000円、申立期間⑦は42万6,000円、申立期間⑧は37万4,000円、申立期間⑨は39万円、申立期間⑩は38万円、申立期間⑪は36万2,000円、申立期間⑫は40万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年4月10日  
② 平成17年8月10日  
③ 平成17年12月10日  
④ 平成18年4月10日  
⑤ 平成18年8月10日  
⑥ 平成18年12月10日  
⑦ 平成19年4月10日  
⑧ 平成19年8月10日  
⑨ 平成19年12月10日  
⑩ 平成20年4月10日  
⑪ 平成20年8月10日  
⑫ 平成20年12月10日

A社にB職として勤務していた期間に支給された賞与のうち、申立期間①から⑫までの賞与の記録が無い。同社は、毎月の売上の10%を賞与として4か月ごとに支給しており、賞与からの保険料控除もあったので、当該賞与が厚生年金保険の記録に反映されるよう、標準賞与の記

録として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社が加入していたC基金から提出された、申立人に係る「異動記録マスタ+賞与異動記録マスタ一覧」により、申立期間①から⑫までにおいて、同社から申立人に賞与が支給されていたことが確認できる。

また、D市役所市民税課から提出された申立人に係る平成18年度から21年度までの「回答書」に記載された社会保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく各年度の1月から12月までの給与から控除される社会保険料の合計額より多いことが確認できる。

さらに、申立人と同様に申立期間①から⑫までに係る賞与の記録が欠落している複数の同僚が所持している賞与支給明細書により、当該期間において厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①から⑫までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①から⑫までの標準賞与額については、上記の「異動記録マスタ+賞与異動記録マスタ一覧」及び同僚の賞与支給明細書を基に算出した賞与額又は保険料控除額から、申立期間①は34万3,000円、申立期間②は32万2,000円、申立期間③は30万1,000円、申立期間④は33万6,000円、申立期間⑤は40万8,000円、申立期間⑥は39万5,000円、申立期間⑦は42万6,000円、申立期間⑧は37万4,000円、申立期間⑨は39万円、申立期間⑩は38万円、申立期間⑪は36万2,000円、申立期間⑫は40万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間①から⑫までにおいて、申立人と同様にA社から賞与を受けていたとする複数の同僚も、その所持する賞与支給明細書により当該期間の厚生年金保険料が控除されていることが確認できるところ、オンライン記録には当該期間に係る標準賞与額の記録が無いことから、事業主は、当該期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から⑫までの厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は26万8,000円、申立期間②は27万8,000円、申立期間③は32万2,000円、申立期間④は31万1,000円、申立期間⑤は25万9,000円、申立期間⑥は25万7,000円、申立期間⑦は25万4,000円、申立期間⑧は26万円、申立期間⑨は24万8,000円、申立期間⑩は25万7,000円、申立期間⑪は26万5,000円、申立期間⑫は25万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年4月10日  
② 平成17年8月10日  
③ 平成17年12月10日  
④ 平成18年4月10日  
⑤ 平成18年8月10日  
⑥ 平成18年12月10日  
⑦ 平成19年4月10日  
⑧ 平成19年8月10日  
⑨ 平成19年12月10日  
⑩ 平成20年4月10日  
⑪ 平成20年8月10日  
⑫ 平成20年12月10日

A社にB職として勤務していた期間に支給された賞与のうち、申立期間①から⑫までの賞与の記録が無い。同社は、毎月の売上の10%を賞与として4か月ごとに支給しており、賞与からの保険料控除もあったので、当該賞与が厚生年金保険の記録に反映されるよう、標準賞与の記

録として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社が加入していたC基金から提出された、申立人に係る「異動記録マスタ+賞与異動記録マスタ一覧」により、申立期間①から⑫までにおいて、同社から申立人に賞与が支給されていたことが確認できる。

また、D市役所市民税課から提出された申立人に係る平成18年度から21年度までの「回答書」に記載された社会保険料控除金額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく各年度の1月から12月までの給与から控除される社会保険料の合計額より多いことが確認できる。

さらに、申立人と同様に申立期間①から⑫までに係る賞与の記録が欠落している複数の同僚が所持している賞与支給明細書により、当該期間において厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①から⑫までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①から⑫までの標準賞与額については、上記の「異動記録マスタ+賞与異動記録マスタ一覧」及び同僚の賞与支給明細書を基に算出した賞与額又は保険料控除額から、申立期間①は26万8,000円、申立期間②は27万8,000円、申立期間③は32万2,000円、申立期間④は31万1,000円、申立期間⑤は25万9,000円、申立期間⑥は25万7,000円、申立期間⑦は25万4,000円、申立期間⑧は26万円、申立期間⑨は24万8,000円、申立期間⑩は25万7,000円、申立期間⑪は26万5,000円、申立期間⑫は25万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間①から⑫までにおいて、申立人と同様にA社から賞与を受けていたとする複数の同僚も、その所持する賞与支給明細書により当該期間の厚生年金保険料が控除されていることが確認できるところ、オンライン記録には当該期間に係る標準賞与額の記録が無いことから、事業主は、当該期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
厚生年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年10月1日から24年9月1日まで  
② 昭和25年11月1日から35年7月1日まで  
年金事務所の記録では、脱退手当金を受給したことになっているが、A社を退職したとき、脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金について、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年2か月後の昭和36年9月8日に支給決定されたことになっている上、申立人の資格喪失日前後2年間に資格喪失した女性のうち、脱退手当金の受給資格者は11人確認できるところ、脱退手当金の支給記録が確認できるのは申立人を含め4人のみであり、4人とも資格喪失日から6か月以上たってから支給決定されていることを踏まえると、事業主が申立人の委任に基づき代理請求したとは考え難い。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者記号番号払出簿における申立人の氏名は、旧姓のままであることが確認でき、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、昭和\*年\*月\*日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 関東（栃木）厚生年金 事案 8069

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格取得日に係る記録を昭和35年3月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年3月21日から同年4月1日まで  
社内の人事異動により、申立期間に、A社本社から同社C工場に転勤になったが、継続して勤務していたので、申立期間を被保険者期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間にA社に継続して勤務し（昭和35年3月21日に同社本社から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場に係る昭和35年4月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 関東（山梨）厚生年金 事案 8071

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和37年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月30日から同年4月1日まで  
昭和35年4月に、A社に入社し、44年3月に退職するまで継続して勤務していたので、申立期間についても厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和37年4月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和37年2月の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。



## 関東（山梨）厚生年金 事案 8072

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和37年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月30日から同年4月1日まで

A社が分社化され、新たに設立されたB社に配属されたが、業務は継続して行っていたので、申立期間についても厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

同僚が保管していた「C社史」に記載されている永年勤続表彰者一覧の記載内容及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和37年4月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和37年2月の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA事業所（現在は、B事業所）に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和61年1月13日、資格喪失日が62年4月1日とされ、当該期間のうち、61年1月13日から同年5月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同事業所における資格取得日を同年1月13日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年1月13日から同年5月1日まで  
昭和61年1月13日から、A事業所に同年5月1日以降と同じ賃金職員として勤務していたにもかかわらず、年金給付の対象とならない厚生年金保険法第75条の記録になっているので、申立期間を年金給付に反映する記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA事業所に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和61年1月13日、資格喪失日が62年4月1日とされ、当該期間のうち、61年1月13日から同年5月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、人事記録、出勤簿、事業主の供述、複数の同僚の供述及び厚生年金保険の加入記録から、申立人は、A事業所に昭和61年1月13

日から継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 61 年 5 月のオンライン記録から、15 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年4月から49年12月まで

私は、昭和43年3月に会社を退職して間もなく、国民年金の加入手続を行ったが、その際、国民年金保険料を2年間遡って納付できる旨の説明を受けて遡って納付した。加入手続後は、地元の婦人会が保険料を集金しており、義母が私の保険料を納付していたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年3月に会社を退職後、国民年金の加入手続を行い、その際、国民年金保険料を2年間遡って納付できる旨の説明を受けて遡って納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、52年5月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、国民年金に加入手続後は、申立人は、地元の婦人会が国民年金保険料を集金しており、その義母が申立人の保険料を納付していたとしているが、申立人は、店や家計のやりくりはその義母が全て取り仕切っていたので具体的な納付方法については不明であるとしており、その義母は既に他界していることから、具体的な納付方法を聴取できない上、A市（現在は、B市）は、年金納入組合がある地区においては、各組合で保険料を集金していたが、各地区の集金方法については不明であると回答して

いることから、申立人の保険料の納付状況が不明である。

さらに、A市の国民年金被保険者名簿によると、昭和52年5月20日に50年1月から51年3月までの国民年金保険料1万6,500円が過年度納付され、52年10月21日に51年4月から52年3月までの保険料1万6,800円が過年度納付された記録となっていることから、申立人の申述する「加入手続する際に遡って納付できる旨の説明を受けて納付した。」とする保険料は、これらの保険料である可能性も否定できない。

加えて、申立人が現在所持し、国民年金加入時に交付を受けたとする年金手帳は昭和49年11月以降に使用開始された様式のもので、申立人が加入手続を行ったとする時期の様式とは異なっており、申立人の主張とは相違している。

このほか、申立期間は81か月と長期間である上、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 9 月から 57 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 9 月から 57 年 6 月まで

A 社を退職後、B 市役所で国民年金の加入手続を行い、毎年 1 年分まとめて国民年金保険料を納付した。平成 5 年頃にはがきを送られてきて、過去の保険料を納付するように書かれていたので、保険料を納付した。保険料は全て納付済みになっているものと思っていたので、申立期間が未納記録となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 5 年頃にはがきを送られてきて、過去の国民年金保険料を納付したと申述しているところ、オンライン記録により、申立人が、同年 5 月に保険料免除期間に係る昭和 58 年 5 月から 60 年 3 月までの保険料の追納申出を行い、58 年 6 月の保険料を除き、追納可能時期に納付していることが確認できる。

しかしながら、申立期間については、オンライン記録及び国民年金被保険者台帳（旧台帳）では、未納期間と記録されている上、申立人が国民年金保険料の追納申出を行った平成 5 年 5 月の時点では、時効により保険料を納付できない期間である。

また、申立人は、A 社を退職した昭和 55 年 9 月以降の国民年金保険料を毎年 1 年分まとめて納付したと主張しているところ、オンライン記録では、申立期間後である昭和 62 年度以降には前納の記録が確認できるものの、その前の期間には、前納の記録は確認できない上、申立期間直後の 57 年 7 月から 60 年 3 月までの期間は申請免除期間（現在は、一部、厚生年金保険被保険者期間及び追納期間）とされていたことから、申立人の主張とは一致しておらず、申立期間当時の保険料納付状況が不明である。

さらに、当委員会において、オンライン記録の氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより調査したところ、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から44年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年1月から44年6月まで  
私が20歳の時に、姉が私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人はその姉が国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付をしてきていたとしているが、申立人の姉は既に他界しており証言を得られず、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないことから、これらの状況等が不明である。

また、申立人は、自身が20歳の時に姉が国民年金の加入手続を行ってくれたと思うと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間後の昭和45年12月頃に払い出されたものと推認され、それ以前に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、当該払出時点で、申立期間のうち、42年1月から43年9月までの期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、A市の申立人の国民年金被保険者名簿によると、申立人は昭和46年10月15日に、当該時点で遡って納付することが可能な申立期間直後の44年7月から45年3月までの期間の保険料を過年度納付していることが確認でき、当該納付時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。



これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月及び 63 年 8 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 4 月  
② 昭和 63 年 8 月

今から 17 年か 18 年前に社会保険庁（当時）から「あなたの年金は納付されていない期間があります。将来年金を受け取れない場合もありますので窓口で確認するように。」とのはがきが届き、家族で A 区役所に出向いた。私は申立期間①及び②の国民年金保険料として、同区役所の窓口で 2 万円ほど納付し、元夫も自分の未納の期間の保険料を納付した。領収書はもらえなかったので同区役所の人に確認すると「台帳に記帳したので大丈夫。」と言われた記憶がある。

申立期間①は未加入となっており、申立期間②の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、今から 17 年か 18 年前に社会保険庁からはがきが届き、当該期間の保険料の 2 万円ほどを A 区役所で納付したとしている。しかしながら、17 年か 18 年前とされる平成 7 年及び 8 年時点では、当該期間に係る保険料は、制度上、時効により納付できない。

また、申立期間①について、申立人の国民年金の記号番号は当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和 57 年 5 月頃に A 区で払い出されていることが確認でき、同年 \* 月 \* 日付け婚姻による強制加入被保険者の資格喪失がされ、同年 5 月 24 日に任意加入届出が行われていることから、申立期間①は任意加入期間前の未加入期間であり、国民年金保険料を納付できない期間である。

さらに、申立期間②は、申立人のオンライン記録によれば、申立期間②

直後の昭和 63 年 9 月から平成元年 2 月までの期間について、特例による第 3 号被保険者の届出が 9 年 2 月 24 日に行われたことにより同年 3 月 12 日に資格記録が追加処理され、遡って未納期間となったものであり、申立期間②当時は、第 3 号被保険者期間であったと推認され、納付書は発行されず保険料は納付できなかったと考えられる上、記録訂正された 9 年 3 月時点では、時効により保険料を納付できない期間である。

加えて、申立期間①及び②について、申立人が、国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、当委員会において、オンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金の記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から40年3月まで

申立期間について、昭和36年頃、私の夫がA市役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の保険料は自治会の集金で納めた。また、私の保険料は時期が定かではないが、婦人会で納めたこともあったと思う。国民年金に加入したきっかけはA市から手紙が来たか、近所の人から教わったかしたと思う。また、近所に同姓同名者が住んでいたため、その人の記録と私の記録が混同しているのではないかと思う。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年頃、申立人の夫がA市役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、その後は申立人とその夫は自治会の集金により国民年金保険料を納付した。また、申立人の国民年金保険料については婦人会に納付した時期もあったとしている。

しかしながら、国民年金の加入手続を行ったその夫は既に他界しているため証言を得られず、B婦人会の元役員からは「申立人はB婦人会で保険料を納付していた。」との申述があるものの、申立人は「B婦人会では時期は定かではないが、納めたこともあった。夫の保険料は一緒に納付していない。」としており、婦人会での保険料納付の開始時期については不明であり、夫婦二人分の保険料を納付したとする夫の保険料の納付場所及び納付方法等について申立人に記憶は無く、保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和36年3月頃に夫婦連番で払い出されていると推認され、申立期間の保険料は現年度納付が可能であるものの、一緒に納付

したとするその夫も同期間は未納となっている上、申立期間は 48 か月と長期間に及んでおり、これほど長期にわたって行政において事務処理誤りが生じるとは考え難い。

加えて、申立人の近所に住んでいたとする同姓同名者について調査したが、当該同姓同名者は、昭和 45 年 1 月頃に国民年金に加入しており、申立人の記録と混同することは考え難い上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年10月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名：女  
基礎年金番号：  
生年月日：昭和5年生  
住所：

### 2 申立内容の要旨

申立期間：昭和57年10月から58年3月まで  
私は、昭和58年4月にA郡B村役場（現在は、C市役所）で、国民年金の加入手続を行った。その時に、同役場内のD金融機関で約2万8,000円を引き出し、同役場の窓口で会社を退職した57年10月まで遡った分の国民年金保険料をまとめて納付した。申立期間が未加入となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和58年4月にA郡B村役場で、国民年金の加入手続を行い、同役場の窓口で会社を退職した57年10月まで遡った分の国民年金保険料をまとめて納付した。」と申述しているが、申立人からは加入手続に関する具体的な証言が得られず、加入手続の状況が不明である。

また、申立期間当時、申立人の夫は厚生年金保険の被保険者であり、申立人はその被扶養配偶者であるところ、申立人のB村の国民年金世帯票の摘要欄には、「58.4.7任意加入」と記載されている上、国民年金被保険者台帳（旧台帳）の資格取得日欄においても、資格取得日は昭和58年4月7日となっていることから、申立期間は国民年金の任意未加入期間であり、当該資格取得時点において、申立期間の国民年金保険料を遡って納付することは、制度上できなかつたと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年7月から5年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成3年7月から5年11月まで

時期は不明だが、父が私の国民年金の加入手続を行い、当時、父の経営するA店の取引銀行の営業担当者が、私の国民年金保険料の未納分の支払についての会話をしていたことを今でも覚えており、父が実際にその営業担当者に支払った時には、私も同席していた。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれたはずであると申述しているが、その父は既に亡くなっており、当時、申立人自身は加入手続及び保険料納付に直接関与していないため、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、平成7年9月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間である上、その父が納付したとする当該営業担当者が、「私は、平成8年1月から営業担当であった。」と証言していることを踏まえると、当該担当者が営業担当になった時点では、申立期間は時効により保険料を納付できなかった期間であると推認される。

さらに、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらず、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年12月から52年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年12月から52年8月まで

私は、昭和49年12月に働き始めたがアルバイト勤務のため厚生年金保険に加入できなかったため、A市役所で国民年金の加入手続を行った。52年8月に会社を辞めるまで、同市役所2階の窓口で、毎月、国民年金保険料を納付していた。

申立期間が未加入となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和49年12月に働き始めたがアルバイト勤務のため厚生年金保険に加入できなかったため、A市役所で国民年金の加入手続を行った。52年8月に会社を辞めるまで、同市役所2階の窓口で毎月、国民年金保険料を納付していた。」と申述しているが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付についての記憶が明確でないため、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和62年1月頃に払い出されたと推認され、申立人が所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」は、「昭和61年4月1日」と記載されているほか、オンライン記録においても、資格取得日は61年4月1日と確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをう

かがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 関東（新潟）国民年金 事案 5296（新潟国民年金事案 392 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 10 月から 48 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 10 月から 48 年 1 月まで

長女が昭和 42 年\*月\*日に生まれ、それまで勤めていた会社を退職し、すぐに国民年金に加入した。国民年金保険料は、よく覚えていないが町内会の集金が2か月に1回くらい来ていたので、1か月1万円くらいを自分で納付していた。

今回、新たな資料などは無いが、父親が、長女が生まれたお祝いに国民年金の加入手続をしてくれたことを思い出した。申立期間が未加入となっていることに納付できないので、再度調査し、申立期間の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が所持する国民年金手帳によると、申立人の任意加入時期は昭和 48 年 2 月であり、社会保険庁（当時）の記録とも一致しており、申立期間は未加入であったことから、国民年金保険料を納付することはできないこと、申立人には別の年金手帳を所持した記憶も無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえないことなどから、既に年金記録確認新潟地方第三者委員会（当時）の決定に基づく平成 20 年 11 月 6 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、年金記録確認新潟地方第三者委員会の決定に納付がいかないと再申立てを行っているが、申立人は、その父が申立人の国民年金の加入手続をしてくれたと主張を変更しているものの、申立人の父は既に亡くなっており、加入手続の状況は不明であるほか、申立てに際し、新たな資料は無く、当委員会において再度申立内容を調査したが、申立人

が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる新たな周辺事情は見当たらず、申立人から納付を裏付ける具体的な証言も得られず、そのほかに年金記録確認新潟地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 関東（長野）国民年金 事案 5297

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から53年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から53年11月まで

昭和51年3月に大学を卒業した後に、父親から国民健康保険の加入手続をするように言われ、A市B区役所に行き加入手続を行ったところ、同区役所職員から国民年金にも加入するよう言われたが、全く知識が無かったので断って帰った。直後に所属していたC教室の担当者から義務なので加入するよう言われ、後日、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと思う。申立期間が未加入となっているので訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和51年3月に大学を卒業した後に、A市B区役所に行き国民健康保険の加入手続だけを行い国民年金の加入は断って帰ったら、所属するC教室の担当者から国民年金は義務なので加入するよう言われ、後日、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。」と申述しているが、申立人は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関する記憶が明確でなく、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、D市において昭和56年1月頃に払い出されたと推認され、申立人が所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」は「昭和56年1月20日」、被保険者の種別は「任」となっており、同市の申立人の国民年金被保険者名簿においても「資格取得日：56・1・20、新規取得、種別：任意」となっていることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申

立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年3月から43年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、昭和45年6月から49年1月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名：女  
基礎年金番号：  
生年月日：昭和21年生  
住所：

### 2 申立内容の要旨

申立期間：① 昭和41年3月から43年7月まで  
② 昭和45年6月から49年1月まで

申立期間①については、両親とは別居していたものの、時期は不明だが、父が私の国民年金の加入手続を行い、私が昭和\*年\*月に結婚するまで父が国民年金保険料を納付していた。

申立期間②については、元夫と離婚後の昭和45年6月からA区に長男と住み始め、保育所の入所手続きをしたが、その審査のために自宅に訪問してきた同区役所職員に、「テレビと冷蔵庫があるので保育所には入所できないが、住民税など区に納付するものは全て免除する。」と言われたので、49年2月にB市に転居するまで国民年金保険料は免除されていたと思う。

申立期間①及び②の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人はその父が国民年金の加入手続及び保険料納付をしていたと申述しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、結婚後の昭和44年2月頃に払い出されたと推認され、同年2月頃に加入手続が行われたと考えられるが、その時点では、申立期間①の一部は時効により保険料を納付できない期間である。

また、申立人の父は既に亡くなっていることから、当時の状況を照会することはできず、申立人は加入手続及び保険料納付に直接関与していない

ことから、これらの状況は不明である。

さらに、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人はA区において長男の保育所入所審査のために自宅に訪問してきた同区役所職員に、「テレビと冷蔵庫があるので保育所には入所できないが、住民税など区に納付するものは全て免除する。」と言われたと申述しているが、申立人は申立期間②に係る国民年金保険料の免除申請に関する記憶が明確でない上、同区は、「国民年金の届書等の保管期限を過ぎており加入手続状況は確認できない。」と回答しているため、これらの状況は不明である。

また、申立人が申立期間②の国民年金保険料について、免除申請を行ったこと及び免除の承認を受けたことを示す関連資料は無く、ほかに免除の承認を受けたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、申立期間②については、国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。



## 関東（埼玉）厚生年金 事案 8052

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月 1 日から同年 12 月 20 日まで  
私は、A社の直販部門であったB社に勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の記録、B社（現在は、A社）の回答及び複数の同僚の証言から、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、B社は、昭和 61 年 2 月 10 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、オンライン記録で確認できる同僚 3 人のうち 2 人は昭和 61 年 2 月 10 日に被保険者資格を取得し、残る 1 人は同年 4 月 1 日に取得しているところ、申立人がB社の設立当初から一緒に勤務していたとする同僚の 1 人は、「自分は会社が適用事業所となった昭和 61 年 2 月 10 日から厚生年金保険に加入した。」と供述している。

さらに、申立人は、申立期間において、国民年金保険料を納付していることが確認できる上、厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

加えて、B社の親会社であるA社の事業所別被保険者名簿を確認したが、申立期間において申立人の氏名を確認できない上、厚年整理番号に欠番も無い。

また、C健康保険組合は、申立人は、昭和60年10月1日から同年12月20日まで、D社（現在は、A社）で健康保険の被保険者資格が確認できるとしているが、A社は、当時の健康保険及び厚生年金保険の適用を確認できる資料が無いので詳細は不明であると回答している上、厚生年金保険について、D社の事業所別被保険者名簿を確認したが、申立期間において申立人の氏名は確認できず、健保証の番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 関東（埼玉）厚生年金 事案 8056

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 9 月 1 日から 35 年 4 月 1 日まで  
昭和 33 年に A 地区の職安の紹介で B 区にあった C 社 D 工場（現在は、E 社）に就職した。最初の何か月間かは臨時社員であったが、その後、正社員となり 34 年 1 月 13 日付けで厚生年金保険にも加入した。40 年 12 月に退職するまで継続して勤務していた。ところが、年金事務所の記録では、厚生年金保険の被保険者資格を 34 年 9 月 1 日に一度喪失し、35 年 4 月 1 日に再度取得した記録となっており、7 か月間の空白期間がある記録となっている。間違いなく継続して勤務していたので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

E 社の事業主は、「当時の関係資料は既に廃棄済みであり、申立人の勤務実態、保険料控除及び社会保険の適用等については不明である。」と回答している。

また、C 社 D 工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において、申立期間に被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したところ、回答があった同僚はいずれも申立人を記憶しておらず、申立人の勤務実態及び社会保険の適用等について確認することができない。

さらに、申立人は、C 社 F 工場に一時的に勤務していたと申述しているところ、同事業所の被保険者名簿において、同事業所が適用事業所となったのは昭和 38 年 5 月 1 日であり、申立期間は適用事業所となる前の期間であることが確認できる。

加えて、申立人の申立期間に係る雇用保険の記録は確認できない上、C

社D工場に係る被保険者名簿において、申立人は昭和 34 年 9 月 1 日に被保険者資格を喪失し、その後、35 年 4 月 1 日に資格を再取得しているところ、当初の被保険者期間と再取得後の被保険者期間の被保険者番号は別番号となっており、再取得時に新たな被保険者番号が払い出されていることが確認でき、同被保険者名簿に不自然さは見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 関東（茨城）厚生年金 事案 8059

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 1 月 1 日から 36 年 3 月 25 日まで

申立期間のうち、昭和 35 年 1 月から同年 3 月まではA事業所B支所で、同年 4 月から 36 年 3 月まではC事業所で勤務（仕事内容はいずれの勤務地でもD職）していたのに、厚生労働省の記録によれば、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

確かにA事業所の所属で働いていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

E市（平成\*年\*月\*日にF町と合併）は、申立期間における申立人に係る人事記録、賃金台帳などの関連資料を保管していないとしており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、事業所索引簿によると、A事業所で厚生年金保険に加入させる職員等を雇用した場合に適用していた「A事業所」が厚生年金保険の適用事業所となった日は昭和 38 年 7 月 1 日となっており、申立人の申立期間において、A事業所は適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、申立人は、勤務期間は分からないが、自身の父が同じC事業所でD職として働いていたとしているが、上記事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、該当する者は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 9 月 1 日から 44 年 9 月 1 日まで  
② 昭和 44 年 9 月 1 日から 48 年 9 月 30 日まで  
年金事務所からの連絡で、昭和 48 年 12 月 21 日に脱退手当金を受給した記録となっていることを知ったが、申立期間に勤務していたA社を一旦退職した際、復職することが決まっておらず、脱退手当金をもらった記憶は無いので、厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、その支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和48年12月21日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人は申立期間後に再びA社で被保険者資格を取得しているが、申立人の被保険者台帳の記号番号は、申立期間後は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である上、このほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 10 月 26 日から 41 年 11 月 25 日まで  
昭和 40 年 1 月 13 日に A 社に入社し、41 年 11 月まで継続して勤務したのに、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する履歴書の控え及び雇用保険の記録から、申立人が申立期間において、A 社に継続して勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社は、平成 10 年 3 月 14 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も亡くなっていることから、申立人の申立期間における勤務実態や厚生年金保険の届出等について確認することができない。

また、A 社で厚生年金保険事務を担当していた同僚は、申立人の申立期間の給与からの保険料控除について記憶が無く分からないとしている上、当該期間の厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

さらに、申立期間に被保険者記録のある複数の同僚に A 社での勤務期間と厚生年金保険の被保険者期間との差異について照会したところ、二人の同僚が、一致していないと回答していることから、当該事業所における厚生年金保険の加入についての取扱いは、一律ではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に

判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 関東（埼玉）厚生年金 事案 8070

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 6 月  
A事業所において、申立期間に支給を受けた賞与の記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に係るB銀行C支店の取引明細表により、申立期間にA事業所からの給与の振込みは確認できるものの、賞与の振込みは確認できない。

また、D町から提出された平成21年度（20年分所得）課税証明書に記載された社会保険料控除額は、平成20年の申立人に係るオンライン記録の各月の標準報酬月額及び同年12月の標準賞与額に基づく社会保険料控除額の合計額とほぼ一致していることが確認できる。

さらに、A事業所は既に閉鎖しており、申立期間当時の事業主に照会しても、回答は得られないことから、申立てに係る賞与の支給及び賞与からの厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていた事実を確認できる賞与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 関東（茨城）厚生年金 事案 8074

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 28 日から 40 年 5 月 1 日まで  
昭和 38 年 4 月 1 日から 40 年 4 月 30 日までの期間、A 社に継続して勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無いので、被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社に昭和 40 年 4 月 30 日まで勤務していたと申し立てている。

しかしながら、A 社は平成 10 年 6 月 29 日に解散し、当時の事業主は平成 11 年に死亡していることから、申立人の勤務の実態及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認できない。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる 21 人に照会し、回答のあった 12 人の同僚全員が、申立人の申立期間に係る勤務の実態及び厚生年金保険料の給与からの控除について不明と供述している。

さらに、当該事業所に係る申立人の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に記載された資格喪失日は、オンライン記録における資格喪失日と合致している。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。